

様式第3号（第4条関係）

小川町仙元山見晴らしの丘公園指定管理者募集要項

小川町仙元山見晴らしの丘公園の管理運営を効果的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律67号）第244条の2第3項及び小川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年小川町条例第2号）に基づき、以下のとおり指定管理者の候補を募集する。

1 施設の概要に関する事項

（1）施設の名称

小川町仙元山見晴らしの丘公園

（2）施設の所在地

小川町大字小川1442番地

（3）施設の設置目的

町民の健康と福祉の増進、自然環境保護意識の高揚を図るとともに、観光とレクリエーションの振興により町の経済を活性化する。

（4）施設の規模等

① 敷地面積 11,879㎡

② 主な施設

- ローラーすべり台 全長203m
- 展望広場展望台 木造一部鉄骨造 高さ13.53m
- 四阿（休憩舎） 木造平屋建 12.42㎡
- 公衆便所 木造平屋建 38.88㎡
- 管理事務所 木造平屋建 33.08㎡
- 複合遊具 木製遊具・幼児用すべり台
- 観光休憩所 木造平屋建 104.34㎡
- 山頂展望四阿 木造平屋建 19.83㎡
- 外構 駐車場、柵等

（5）ローラーすべり台の年間利用者数

令和7年度 24,478人（子ども10,111人・大人14,367人）

うち減免者数 子ども240人、大人140人

令和6年度 26,308人(子ども10,502人・大人15,806人)

うち減免者数 子ども250人、大人116人

令和5年度 23,494人(子ども10,049人・大人13,445人)

うち減免者数 子ども362人、大人112人

(令和5年度～7年度 利用料金 大人200円/回、子ども100円/回)

2 申請資格に関する事項

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営できる法人その他の団体で、団体又は代表者が次の項目に該当しないこと。
 - ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権していない
 - ② 本町における一般競争入札等の参加を制限されている
 - ③ 指定管理者の指定の取消を受けたことがある
 - ④ 最近1年間の国税及び地方税を滞納している
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - ⑥ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から8年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある法人その他の団体
 - ⑦ 代表者等(法人にあつてはその役員(非常勤を含む。)及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等である法人その他の団体
- (2) 団体の従業員数が一定規模(50名)以上の団体であること。
- (3) 事務所の所在地が県内であること。(複数の団体による共同申請の場合は、代表団体のみ、構成団体は地域要件を問わない。)ただし、比企郡市及び比企郡市に隣接している市町村で類似の業務を受託し、運営に支障がないと認められるときはこの限りでない。
- (4) 業務に必要な不可欠な資格を備えていること。
- (5) 公の施設の指定管理の実績が3年以上あること。共同事業体の場合は代表する団体。

3 複数の団体による共同申請に関する事項

- (1) 複数の団体で共同事業体(以下「グループ」という。)を結成し、グループ

として申請することも可能とする。その場合は、申請時にグループを結成し、適切な名称を設定の上、代表団体（他の団体は構成団体とする。）を定めるものとする。グループ内のすべての団体が2 申請資格に関する事項の各要件を満たさなければならない。

（2）共同事業体で、法人等を設立する場合は、指定管理者の指定の議決までに、法人登記事項証明書又はそれに代わる書類等を提出するものとする。

（3）当該グループの代表団体及び構成団体は、別のグループ又は単独により申請することができない。

（4）代表団体及び構成団体の変更は原則として認めない。ただし、町が業務遂行上支障がないと判断した場合に限り、変更できるものとする。

（5）代表団体は、5 申請の際に提出すべき書類の内容に掲げる書類のほか、次の書類を提出しなければならない。

① 共同事業体構成書（様式第4号） 提出部数 正本1部 副本（コピー可）10部

② 共同事業体協定書兼委任状（様式第5号） 提出部数 正本1部

③ 安定運営の取組（様式第6号） 提出部数 正本1部 副本（コピー可）10部

4 申請受付期間に関する事項

（1）募集要項等の配布期間

令和8年10月21日（水）から令和8年11月5日（木）までの（土曜、日曜及び祝日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで

（2）募集要項等の配布場所

小川町にぎわい創出課（小川町役場2階）

<小川町ホームページ>

<https://www.town.ogawa.saitama.jp/gyosei/sosiki/11/7273.html>

※電子データをダウンロードしてください。

※ダウンロード期間は令和8年10月21日（水）から11月5日（木）まで

（3）現地説明会

応募する団体は、原則参加とする。

① 開催日時

令和8年10月28日（水）午後1時30分から

② 開催場所

〒355-0321 比企郡小川町大字小川1442番地
小川町仙元山見晴らしの丘公園 駐車場

③ 参加申込

令和8年10月26日（月）午後5時15分までに、下記（6）の提出先に参加申込書（様式第7号）を提出すること。（電子メール、FAX可）

（4）質問及び回答

① 質問方法

令和8年10月28日（水）から10月30日（金）午後5時15分までに、下記（6）の提出先に質問書（様式第8号）を提出すること。（電子メール、FAX可）

② 回答方法

令和8年11月2日（月）までに文書にて回答

（5）申請書類等の提出

① 提出期間

令和8年11月4日（水）から令和8年11月9日（月）までの（土曜、日曜及び祝日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで

② 提出方法

正本1部及び副本（コピー可）10部の計11部を下記（6）の提出先まで持参又は郵送（必着）

（6）連絡先及び提出先

小川町にぎわい創出課（役場2階）
〒355-0392 比企郡小川町大字大塚55番地
電話番号 0493（72）1221 内線234、235
FAX 0493（74）2920
メールアドレス ogawa131@town.saitama-ogawa.lg.jp

5 申請の際に提出すべき書類の内容

（1）指定管理者指定申請書（小川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第8号）別記様式）

（2）申請書に添付する書類

- ① 団体概要
- ② 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類
- ③ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本（全部事項証明書）
- ④ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
- ⑤ 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- ⑥ 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（法人のみ）
- ⑦ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
- ⑧ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- ⑨ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- ⑩ 現在の組織及び職員体制に関する書類
- （３）管理業務に関する書類
 - 事業計画書（様式第９号）（グループとして申請する場合は代表団体のみ）
- （４）その他町長が必要と認める書類

6 選定の基準に関する事項

- （１）利用者の平等な利用が確保できるものであること。
- （２）施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （３）事業計画の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- （４）町長等が当該公の施設の性質又は目的に応じて必要と認める基準を満たす能力を有しているものであること。

7 管理の基準に関する事項

- （１）小川町仙元山見晴らしの丘公園条例（平成５年小川町条例第１３号）ほか関係法令等を遵守すること。
- （２）開園時間及び休館日
 - ① 開園時間
 - ア ３月～５月及び９月～１１月
午前 ９時４５分から午後４時３０分まで
 - イ ６月～８月

午前 9時30分から午後5時30分まで
ウ 12月～翌年2月
午前10時00分から午後3時30分まで

② 休園日

ア 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

イ 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで。ただし、林道入り口ゲートについては12月31日の午後1時00分から翌日の午後3時30分まで開門する。なお、閉門の際公園内に取り残される人がないように十分に配慮すること。

ウ 指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て休園日を変更することができる。

（3）個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の目的に従い、個人情報が適切に保護されるよう徹底するとともに、施設の管理に関し知り得た情報を漏らしてはならない。

（4）情報公開

指定管理者は、小川町情報公開条例（平成13年小川町条例第1号）の趣旨にのっとり情報公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（5）危機管理体制

指定管理者は、町をはじめ警察、消防等と連携を図り、危機事象の未然防止に努めるとともに緊急時においては、適切な対応ができるよう万全の危機管理体制を確立するものとする。

8 管理業務の範囲及び具体的内容に関する事項

（1）施設の運営及び維持管理に関すること

- ① 施設の監視、巡回等安全管理に関する業務
- ② 利用者が安全かつ快適に利用できる施設の管理に関する業務
- ③ 設備等の保守管理に関する業務
- ④ 施設敷地内及び駐車場の管理、清掃及び除草等に関する業務
- ⑤ 建物等の清掃に関する業務
- ⑥ その他施設の設置目的達成のために必要な業務

(2) 施設の利用許可等に関すること

- ① 施設の利用許可、利用条件の変更及び利用許可の取消しに関すること。
- ② 施設の利用料金の徴収に関すること。
- ③ 利用者の統計記録に関すること。

(3) 事業報告の作成及び提出に関すること

- ① 管理業務の実施状況
- ② 利用料金の収入実績
- ③ 管理経費に係る収支状況

(4) 引継に関すること

① 引継ぎについて

引継ぎは、施設利用者の利便性を損なわないよう、新旧指定管理者と町が協力して行うものとする。

② 引継方法

指定期間の満了の日までに、旧指定管理者は必要な事項を記載した業務引継書等を作成し、新指定管理者との間で引継ぎを行うものとする。その後、新旧指定管理者は引継ぎの完了を示す書面を取り交わし、その写しを町に提出するものとする。

9 利用料金に関する事項

(1) 利用料金は指定管理者の収入として収受する。

(2) 利用料金は、小川町仙元山見晴らしの丘公園条例で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

なお、令和9年4月1日から、この条例に定めるローラーすべり台利用料金の上限額は以下のとおり変更されます。

(現行) 大人 300円/回 → (変更後) 大人 400円/回

(現行) 子ども 150円/回 → (変更後) 子ども 200円/回

また、利用料金の値上げについて利用者へのアンケートを実施したため、その結果について別紙にて掲載する。

(3) 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- ① 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業のため利用する場合で、必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

- ② 前号に掲げる場合のほか、町長が特に必要があると認めるとき。

1 0 指定期間及び指定管理料に関する事項

(1) 指定管理者の指定の予定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とする。

(2) 指定管理料に関する事項

- ① 指定期間における指定管理料の限度額は、3年間で13,758千円とする。
- ② 各年度の指定管理料は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書等に基づき、協議により定めるものとする。
- ③ 前項に規定する指定管理料は、予算の範囲内において指定管理者に分割して支払うものとする。

1 1 その他必要な事項

(1) 再委託に関する事項

- ① 指定管理者は、仕様書で規定する業務の全部又は業務の主たる部分を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。
- ② 指定管理者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせようとする場合は、町長の承諾を得なければならない。

(2) 指定管理者と町の責任分担に関する事項

指定管理者と町の責任分担は、原則として次に掲げるものとする。

- ① 指定管理者の故意、過失又は協定書等に定められた管理を怠ったことによる毀損及び滅失等は、金額の多寡に関わらず、指定管理者が購入又は修繕、賠償等を行う。
- ② 収支計画に多大な影響を与える物価変動、管理運営に直接影響する法令等の改正及び消費税率の変更については、協議により分担する。
- ③ 施設の安全管理のための日常的な補修及び修繕工事で、施設の効用維持に必要な不可欠なもの（消耗品の交換、軽微な施設破損又は軽微な設備故障の修繕、応急対策に要する費用）については、指定管理者の負担とし、施設の維持管理に影響を及ぼすこととなる工事及び法令等により施設整備が求められる工事については、町の負担とする。
- ④ 公園の運営管理上必要となる光熱水費及び通信費は、指定管理者から各事

業者に支払うこと。また、トイレトペーパー・清掃用具等の消耗品は指定管理者が用意すること。

- ⑤ 前4号に掲げるもののほか、費用負担について疑義が生じたときは、協議により決定する。

(3) 指定管理者の候補者の選定に関する事項

- ① 町は、申請書類等を6 選定の基準に関する事項の選定の基準に照らし総合的に審査し、指定管理者として最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- ② 申請書の提出後、書類審査を行い、必要に応じてその得点上位者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションに欠席した場合は、指定管理者の指定に応じる意思がないものとみなす。
- ③ 審査の結果については、選定後、速やかに文書（様式第11号）にて通知する。

(4) 指定管理者の指定及び協定の締結に関する事項

① 指定管理者の指定

町は、指定管理者の候補者を町議会の議決を経て指定管理者に指定する。

② 協定の締結

町と指定管理者は、業務の実施等に関し細目的事項について協議のうえ、協定を締結する。

③ 業務の実施又は継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の実施又は継続が困難となった場合は、町は指定の取り消しをすることができるものとする。この場合、町に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとする。

イ 当事者の責に帰することができない事由による場合

不可抗力等、町及び指定管理者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。

(5) 留意事項

① 申請書類に関する事項

- ア 申請に関する経費は、全て申請者の負担とする。
- イ 申請書類等の著作権は、申請者に帰属し、町は選定に係る用途以外に使用する場合には申請者の了解を得なければならないものとする。ただし、小川町情報公開条例に基づき使用する場合は、申請書類の全部又は一部を複写及び公開できるものとする。
- ウ 提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。

② 業務関連の保険の加入について

- ア 第三者の損害
施設賠償責任保険等、適切な保険に加入すること。
- イ 施設及び設備の損害
指定管理者の故意又は過失により生ずる賠償責任に対処できるよう、賠償能力を確保するため、適切な保険に加入すること。

③ 指定管理者指定の日程について

ア 告示	10月20日（火）
イ 応募にかかる書類等の配布期間	10月21日（水）～11月5日（木）
ウ 公募説明会（現場）の開催	10月28日（水）
エ 質問書提出期間	10月28日（水）～10月30日（金）
オ 上記質問の回答期限	11月 2日（月）
カ 応募の受付期間	11月 4日（水）～11月9日（月）
キ プレゼンテーションの実施	11月中旬
ク 指定管理者候補者選定	11月中旬
ケ 申請者全員に結果通知	11月中旬
コ 指定管理者候補者の同意確認	11月中旬
サ 指定管理者指定議案上程	12月（12月議会定例会）
シ 指定管理者指定議案議決	12月（12月議会定例会）
ス 指定管理者の指定	12月
セ 協定の締結	令和9年2月
ソ 施設管理開始	令和9年4月 1日

(別紙)

参考 仙元山見晴らしの丘公園 アンケート結果について

1 アンケート実施期間 令和8年5月2日(土)～5月10日(日) 9日間

2 アンケート項目 (現在の利用料金 子ども100円・大人200円)

① 現在の料金は適正だと思いますか。(安い ・ 妥当 ・ 高い)

② 料金を子どもが200円、大人が300円に値上げした場合、利用しますか。

(はい ・ いいえ)

③ 本日の利用は何回目ですか。(1回目 ・ 2回目 ・ 3回目以上)

3 アンケート回答件数 259名

4 アンケート集計結果

① 安い 69人、妥当 178人、高い 12人

② はい 161人、いいえ 91人、どちらでもない 7人

③ 1回目 185人、2回目 37人 3回目以上 36人

(1名回答なし)